

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 23 日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780350

研究課題名(和文) 日本における女性のホームレス問題の構図 福祉施設利用者を中心に

研究課題名(英文) Structure of the issue of Japanese homeless women living in shelters

研究代表者

川原 恵子 (Kawahara, Keiko)

東洋大学・社会学部・講師

研究者番号：70348308

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：(1)日本の女性ホームレスは、FEANTSAのホームレスの4類型(ETHOS)の定義を当てはめると、欧米と同様の傾向が確認できる。すなわち「Rooflessness(野宿)」は少なく「Houselessness」「Insecure Housing」「Inadequate Housing」など野宿以外のホームレス類型で多く存在している。

(2)女性ホームレスは、いわゆるホームレス対策の「ホームレス」とは異なる、別の福祉政策の対象カテゴリーとして把握・対応され、制度毎に集計される公的統計からは「見えない」存在となっている。

研究成果の概要(英文)：The European Typology on Homelessness and Housing Exclusion (ETHOS), developed by the European Federation of National Organizations Working with the Homeless (FEANTSA), classifies homeless people according to four main conceptual categories: rooflessness, houselessness, living in insecure housing, and living in inadequate housing. In light of this typology, a similar pattern can be observed between homeless women in Japan and those in Europe and the United States; few of the homeless women fall into the category of "rooflessness," while many of them fall into the categories of "houselessness," "living in insecure housing," and "living in inadequate housing."

Official statistics do not reflect the reality of homeless women in Japan, because homeless women are often sheltered in welfare facilities not associated with the "Special Measures to Support the Self-reliance of the Homeless," but are included in those that are supported by other welfare programs.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ホームレス 居所不安定 女性 福祉施設 政策カテゴリー 貧困

1. 研究開始当初の背景

- (1) 日本における、いわゆる「ホームレス問題」は、欧米にやや遅れ 1990 年代以降に社会問題化され、2002 年にホームレス対策(「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、ホームレス特措法と略)」)がスタートした。日雇い労働市場の縮小とバブル経済崩壊後の不況とが相俟って、日雇労働者などの不安定雇用の長期失業の結果として、都市部のあちこちで野宿をする中高年の姿が見かけられるようになった。当時の野宿者の大半を占める「単身男性」を主な政策対象とするホームレス対策では、失業状態にある野宿者に対して「就労」を促すことによって「経済的自立」を目指す支援が行われてきた。
- (2) このため、日本のホームレス研究も上記のようなホームレス対策とリンクして数多く蓄積されている。特に、ホームレス特措法では、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者(法第 2 条)」を「ホームレス」と定義したことから、いわゆる「目に見える」野宿状態(rough sleeping)のみを「ホームレス」と捉える一般的な見方が定着した。しかし、多くのホームレス研究では、「目に見える」野宿状態のみを「ホームレス」と捉え対策を打つのでは不十分であり、野宿に繋がる居所不安定層(広義のホームレス、あるいは「ホームレス予備軍」)までを視野に入れてホームレス問題を把握し、ホームレスの程度(grade)を深化させない予防的支援の必要性が繰り返し指摘されている(中村 2003、水内 2006、笹沼 2006、稲田・水内 2009、広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査検討委員会 2011 等)。
- (3) このように、日本のホームレス研究においても、ホームレス対策の「ホームレス(野宿状態)」だけに限定せず、研究対象の拡大が進められた。極限状態である「野宿」を出発点として、それに隣接する「ネットカフェ」「ゲストハウス」「友人宅」「期間満了となり退去を求められている社員寮」「社会施設」等に起居したり、そこを野宿を行き来する居所不安定層を「広義のホームレス」と捉える。しかし、必ずしも「野宿」に帰結するわけではない、女性や家族等の「男性単身者」以外の居所不安定層への視点は弱く、男性単身者以外の多様な広義のホームレスが議論の射程に入っているとはいえない。欧米のホームレス研究においては、単身の成人(男女)だけでなく、若年層や家族(多くが未成熟子を連れた母子)をも含

んで、幅広く「ホームレス状態」に着目した研究が進展している。しかし、日本のホームレス研究においては、「男性単身者」に集中して蓄積が進んでおり、多様な居所不安定層をつかみきれていない。

2. 研究の目的

上記のような問題背景を踏まえ、本研究においては、下記の 3 点を当初の研究目的とした。

- (1) 欧米のホームレス研究において、女性ホームレスに関する知見がどのようなものとして整理されているか、先行研究をレビューし、論点整理を行う。
- (2) これまでの研究成果を踏まえて、日本の女性ホームレスは、生活保護施設、母子生活支援施設、婦人保護施設等の「ホームレス対策」以外の福祉施策(非ホームレス政策群)において把握され、対応されていること、すなわち「ホームレス」ではない、別の政策カテゴリーとして対処されていることが予想されることから、福祉施設の利用者統計(オーダーメイド集計)から女性ホームレスの実態を明らかにする。
- (3) 上記の視点から得られる研究知見が、男性単身者を中心として発展してきた日本のホームレス研究において、どのように位置づけられるか検討する。

3. 研究の方法

研究が進むにつれて研究目的のいくつかに修正を加える必要が出てきた。このため研究方法についても下記のとおり、適宜修正を加えた。

- (1) 欧米の女性ホームレスに関する論文、書籍等を主にインターネットを使って蒐集し、分析する。
- (2) 研究目的に記載した通り、福祉施設利用者統計を使ったオーダーメイド集計による実態分析を念頭においてスタートした。しかし、その事前準備としての関係先ヒアリングを進めていく中で、当初の仮説が不十分であり、現時点でのオーダーメイド集計による分析は早計であると判断した。女性ホームレスの実態について福祉施設利用者アプローチすることで、その全体像の一端を掴むことができると考えていたが、施設利用者は女性のホームレスのごく一部に過ぎず、かなり偏り

があることが明らかとなった。このことを踏まえ、本研究においては、下記のとおり修正を行った。

生き辛さや生活上の困難を抱える多様な女性を支援する NPO やシェルターを運営している団体等へのヒアリング。女性ホームレスが福祉制度に限らず多様に出現し、かつ多様な支援を実際に受けているため、これらを対象とするヒアリングを行い、日本の女性ホームレスの全体像を把握する糸口をつかむことを目的とした。

オーダーマイド集計ではなく、既存の公的統計（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査等）のデータを使って、日本における女性ホームレスのホームレス形態別把握を行う。

日本の女性のホームレスへの福祉的
社会対応が、どのようになされているのか、またなぜ男性に対する対応と異なっているのかを考察する。

4. 研究成果

- (1) 女性のホームレスは、多様な諸相を持つ。このため、特定の福祉制度・施設の利用対象になるというわけではなく、地域に存在する社会資源の影響を受けつつ、様々な福祉制度・NPO・病院等の現場に現れていた。切り口いかんで「要保護女子」、「DV 逃避者」、「要保護児童の母」、「ホームレス」、「地域生活困難」、「要保護児童（家出）」、「薬物/アルコール依存」者、「未受診妊娠（ハイリスク妊婦）」、「帰来先なし退院者」等の福祉制度の「対象」として捉えられており、その後の支援の内容や質も異なっていた。つまり、同じ「ホームレス（居所不安定・居所喪失）」状態であっても、どの切り口で切り取られるかによってまったく異なる文脈で整理されていく（事例化されていく）ことが知見として得られた。

女性ホームレスは、「ホームレス（居所不安定・居所喪失）」状態に着目して、ある特定（一つ）の福祉制度で社会対応をしているわけではなく、「ホームレス」状態は切り取られる政策対象のサブカテゴリとして認識されるにすぎない（例えば、「要保護女子」として婦人保護事業で対応される場合、保護理由として「居所なし」というサブカテゴリで把握される）。このことが、全体像や実数の把握をより難しくさせているといえる。

- (2) 欧米の研究において指摘されているとおり、日本においても女性ホームレス（居所不安定な女性の貧困）と性サービス産業（売春/「ワリキリ」等の Survival Sex を含む）との関係が確認できた。例えば、2013 年 6 月の広島県呉市で起きた女子高生集団暴行・遺棄事件の背後にある構図として、一般の労働市場から排除される若者がアンダーグラウンド/グレーの市場（女性の場合は性サービス・売春）で生計を立てる中で起きたことが推察された。

- (3) 女性や家族の保護実績のある支援団体へのヒアリングをする中で、これまで東京や大阪等の大都市のみに該当すると考えていた保護先（一時的な宿泊施設）の選定が地方においても同様の状況であることが示唆された。つまり、居所不安定な女性や家族の保護先は、その地域に存在する社会資源（ハード面・ソフト面での支援の提供）との関係性の中で選択されていく。このことは、公的統計として出現する「ホームレス」とそこには表れない「ホームレス」（暗数としての「ホームレス」）が存在しており、そのことを踏まえたデータ理解が必要であることを意味する。例えば、ホームレス対策での一時宿泊施設が借上げ型のアパートとして運用されている場合、その施設の特徴として男性単身者だけでなく女性単身者、家族、カップル等の保護が可能であるため、多様な居所不安定な人々を実際に保護している。しかし、統計処理される時には、それぞれの世帯の中の世帯員を「男性」「女性」に分けて別々バラバラにカウントすることになる。つまり、公的な統計に上がってくる数字は、そのような多様な居所不安定層の姿を必ずしも反映していない。ホームレス対策の当初の枠組みが「単身男性」を念頭においた仕組みとなっているために、それに合致しない部分については切り落とされ、見えないものとなってしまふ。

- (4) 日本の女性ホームレスは、FEANTSA で開発された「ホームレスの 4 類型（the European Typology on Homelessness and Housing Exclusion, “ETHOS”, 2006）」の定義に当てはめると、欧米と同様、「Roof lessness（野宿）」は少なく、それ以外の「Houselessness」「Insecure Housing」「Inadequate Housing」に多く確認でき、女性ホームレスは野宿以外のホームレス状態で多く存在していることがわかる。ただし FEANTSA の報告書によれば、「Roof lessness」の男女比は確かに人口構成比以上に男性比率が高いものの、女性の割合も全体の 1～3 割程度を占め、

やや拡大傾向にあることが指摘されている。日本の「Rooflessness」の全体に対する女性割合はここ 10 数年間一貫して 3%程度に過ぎず、欧米で指摘されるような拡大傾向は確認できない。

- (5) 地域におけるホームレスの男女比率のばらつきは、(3)で指摘したことが反映されており、女性ホームレスが確認されていない地域においては、「ホームレス対策」以外の福祉制度において、対応されていることが推察される。

(6) 残された課題

本研究においては、ホームレスの女性はホームレス特措法の「ホームレス」としてではなく、別の福祉政策の対象として対応されており、結果的に「ホームレス」以外の政策カテゴリーでカウントされることが多いという知見を得た。しかし、なぜ女性は男性と異なる社会対応がなされるのか、また、なぜ日本の女性ホームレスは他の先進国に比べてより「見えづらいか」について、歴史的な文脈を踏まえてさらに検証することが必要である。

本研究においては、日本のホームレス研究に女性ホームレスの実態がどのように位置づけられるかを検討することを目的としていたが、海外のホームレス研究をレビューする中で、海外の研究において当然議論される部分が、日本の研究においては必ずしもトピックとして取り上げられていないことが示唆された。この理由の一つとしては、研究対象であるホームレスが「男性単身者」を前提としているあまりに見落とされているのではないかと考える。現在の日本のホームレス研究において足りない視点は、海外のホームレス研究で得られている知見がどの程度日本においても当てはまるのか/当てはまらないのか、海外で指摘されている事項がなぜ日本においては見過ごされているか等を丁寧に検討することである。また、日本のホームレス研究で得られた知見を海外に向けて発信することにより、ホームレス研究全体に貢献していくことも必要であるう。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

(1) 川原恵子「日本における若年女性ホームレスに対する政策的課題についての一考察」社会政策学会 第 132 回大会、2016 年 6 月 26 日、明治大学(予定)

(2) 川原恵子「日本における女性の貧困の潜在性 ~女性ホームレスが少ない理由~」第 22 回日本女子大学社会福祉学会、2015 年 7 月 4 日(西生田キャンパス)、口頭発表。(抄録:日本女子大学社会福祉学会『社会福祉』第 56 号に掲載)

(3) Keiko Kawahara, Yuko Suda "Why are there so few homeless females in Japan?" 社会政策学会 第 130 回大会、自由論題(英語セッション)、2015 年 6 月 27 日、お茶の水女子大学、口頭発表。

(4) 川原恵子「日本の女性ホームレスはなぜ「少ない」のか ~社会政策との関係からの一考察~」日本社会福祉学会 第 62 回秋季大会(2014 年 11 月 30 日、早稲田大学、口頭発表)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

(1)研究代表者

川原 恵子 (Kawahara Keiko)

東洋大学・社会学部・講師

研究者番号：70348308

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：